

f c t

# GAZETTE

ガゼットは  
テレビと市民  
のデータベースです

1996.11

vol. 15

Number. 60

複写(コピー)は  
ご遠慮下さい。

編集・発行/FCT市民のテレビの会(Forum for Citizens' Television) 編集委員会 責任者・鈴木みどり  
発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 購読料/年間(3回発行)¥2000(送料共)一部¥650(送料別)  
第一勧業銀行返子支店(普通預金1425785) 郵便振替 00190-3-84097

## ■ 特集1

# 子どものテレビ政策

—子どもの権利とメディア・リテラシー—



ランクづけされたテレビ番組の「暴力度」を、受像機に内蔵されたコンピューターチップが読み取り、番組を自動的に選別して家庭に流す・・・「Vチップ」と名付けられたIC装置のカナダやアメリカでの導入が決まった。郵政省は昨年9月に、はじめて「視聴者」ということばを冠した懇談会「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」を発足させたが、その中間報告では諸外国の例を引き、「青少年保護」の観点からVチップの導入に言及している。

テレビの現状は決して楽観できるものではない

が、Vチップの導入は、番組の評定をだれが、どのような基準とするのかという表現の自由に関わる問題や、子どもの知る権利、選択する権利、アクセスする権利との関係はどうなるのか、など多くの問題をはらんでいる。Vチップの開発国であるカナダの、この問題に対するアプローチは、業界の番組評価システム10%、Vチップ10%、残りの80%はメディアリテラシーによるとされている。

市民がメディア・リテラシーを身につけることの重要さが増している中、FCTはVチップと子どものテレビ政策を考えるフォーラムを開催した。

## ■ CONTENTS ■

### ○特集1

- 子どもの権利とVチップ
- 子どものテレビ政策とメディア・リテラシー—
- \*FCTフォーラム記録……………1
- \*資料「多チャンネル懇談会中間報告抜粋」……7
- \*カナダにおける子どものテレビ政策  
猪股富美子……………8

### ○特集2

- 子どもの権利とメディアに関するマニラ会議  
西村寿子……………12

### ○特集3

- シリーズ：オーストラリアのメディア1  
「独立機関としてのABAの役割」  
宮崎寿子……………13
- 会員コラム・メディア時評  
「テレビの著作権侵害とのたたかい」  
田中喜美子……………16
- データベース国内篇……………18

イラスト 市川雅美

## FCTフォーラム記録

「子どものテレビ政策と

メディア・リテラシー」

1996年7月27日(土)

東京・世田谷下北沢タウンホール らぶらす

第一部

1:00~1:30 あいさつ・説明

1:30~2:30 ワーク・ショップ (新開清子)

2:30~3:00 子ども番組の現状 (VTR)

(猪股富美子)

第二部

3:20~3:50 メディア・リテラシーとVチップ

(鈴木みどり)

3:50~4:50 討議

(進行:宮崎寿子)

今回のフォーラムは会員や「Vチップのことを知りたい」などの希望をもって参加した30名のほか、総務庁・東京都・(社)青少年育成国民会議の主催する「国際青年の村“96」に参加している世界14ヵ国の青年のうち「情報化社会の光と影を考える」というフィールドワークに参加している人たちが、実際の市民グループの活動に参加するという趣旨で加わり、総勢50名余りの多人数となった。「青年の村」からの参加者は、様々な言語圏の人たちであったが、ワークショップに参加してFCTの活動や、日本のテレビの子ども番組について熱心に質問をする姿も見られた。

## ＜「多チャンネル懇」の視聴者像と

メディア・リテラシー＞

FCTはかねてから、民主主義社会の担い手はひとりひとりの市民であり、視聴者である市民は、放送の単なる「受け手」ではなく、民主主義社会を創る上で重要な役割を担うべきテレビのパートナーであることを主張し、そうした視聴者の権利と責任を「視聴者の権利憲章」として発表してきた。市民が放送をはじめとするメディアの良きパートナーとなるためには、メディア・リテラシーを身につけメディアに対する主体性を確立することが必要である。メディア・リテラシーは「私たち市民がメディアを社会的文脈の中で、クリティ

カルに分析、評価し、メディアに対し自ら多様な形でコミュニケーションを創り出す能力を身につけること」を意味している。

郵政省の「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」の中間報告では、「2-(2)多チャンネル化の意義」として「放送の受け手である視聴者の立場」「放送の送り手の立場」「社会全体への影響」の3つの観点を示し、視聴者の立場からは「選択の幅が広がる」と述べている。(P. 7に資料)ここでは、視聴者は放送の「送り手」に対する「受け手」として位置づけられ、受け身の存在として認識されており、放送に対してアクセスし、表現する権利をもった市民的権利の主体としてのとらえ方はされていない。続く項目では「多チャンネル化による表現の機会の増大」に触れているが、「送り手」である放送事業者の立場からだけ述べられ、視聴者・市民の表現する機会については視野に入れられていない。

また、「2-(3)多チャンネル化の問題点」として、「質の低い番組も増加するおそれ」「放送される番組の編集責任に対する認識が希薄化するおそれ」「視聴者間において新たな情報格差をもたらすおそれ」「国民の共通する価値観を喪失するおそれ」などの危機感をあげ、「3、今後検討すべき論点」では「多チャンネル化が社会にもたらす影の部分をもどのように解消すべきかが中心的な課題となる」と述べている。その具体策として「(1)青少年保護」のため「青少年の視聴する時間帯における番組制限、青少年に不適当な番組の事前表示制度、Vチップ導入の可能性」などを示している。ここでは放送への規制や制限が中心に述べられており、放送を真の意味で、視聴者・市民のものにしていくための積極的なヴィジョンは何も示されていない。

## ワークショップ：テレビ暴力を読み解く

ワークショップでは、メディアリテラシーの活動のひとつとして、アニメ番組をテキストにその暴力表現に焦点をあてて、分析を試みた。

テキストのVTRを見ながら、分析シートに映像、音声（セリフ、BGM、ナレーション、効果音）などを書き取った後、小グループに分かれて討議をし意見発表を行なった。以下はその要約である。

テキスト：「地獄先生ぬーべー」テレビ朝日  
提供：バンダイ、ショウワノート、明治製菓  
放映日：1996年6月8日19:00～19:30

タイトル：「5年3組大パニック巨乳ろくろ首」  
ストーリー：主人公のぬーべーは小学校の先生（男性）。左手にはめてある黒い手袋を取ると「鬼の手」が現れ、妖怪に襲われる生徒たちを、危機から救う。この回のストーリーでは、ろくろ首の妖怪が女生徒、美樹（5年生）の身体にのりうつる。美樹は眠っているうちに首が伸びて、いろいろな事件を起こし、クラスのみんなから「妖怪女」とののしられ苦しむ。ぬーべー先生が、左手の手袋をはずして美樹の身体から、妖怪を退治して危機を救う。

#### ・恐怖心と「イメージとしての暴力」

このアニメの原作は、雑誌「少年ジャンプ」に掲載中の漫画だが、テレビアニメでは幼児もターゲットとされている。画面では、不気味なイメージのBGMや風景、骨と血の色が強調された「鬼の手」のクローズアップなどがくりかえされている。参加者の子ども（5才）は、こわがって一人では見られないという。

このような恐怖をあおる映像も暴力の一種といえるのではないかと。直接的な暴力というより、全体として受けるイメージとして非常に暴力的なアニメだ。「鬼の手」は解剖学的な描き方なのか、表面はケロイドのようにも見え、いつもは手袋で隠されているところなど、身体に障害をもった人を傷つけるものではないかと。

#### ・性的対象としての女性と性表現

登場する少女たちは小学校5年生であるが、肉感的な身体に描かれ、胸、腿、腰の部分のアップのショットが何度も出てくる。超ミニスカートの下からのぞきこむようなショット、ロウアングル、入浴シーンなど、性を商品化する手法がふんだん

に使われている。タイトルの「巨乳」ということばもストーリーと直接は関係ないが、あえて使われている。美樹は甘ったるい声で「イヤ、イヤ」というセリフをいう。

ぬーべーが「鬼の手」を出して美樹に迫るシーンは、美樹の側からとらえられており、視聴者には恐怖心がさらにおられる。レイプする教師と被害にあり子どもの関係とも見える。

子どもの世界を借りて大人の男性の願望が表現されている。このアニメでは、暴力と性表現が密接な関係にあるのではないかと。

#### ・いじめシーンと権威的な教師像

ろくろ首にとりつかれた美樹をクラスメートがとり囲んで追い詰めるシーンは、問答無用の魔女狩りで、集団での暴力、いじめの場面そのものように見える。

それを解決するのが超能力をもった先生で、教師の権威が強調されている。教師は子どもの心の中まですべてをコントロールし、子どもたちは無力である。先生が子どもを見下ろすショットが多く「先生、助けて。なんでも言うこときくから」とすがるように美樹が言う場面にも子どもの無力さが強調されている。

#### ＜子ども番組の現状－暴力シーンの一例＞

ワークショップではこのほかにも子ども向けとされている番組から、直接的な身体への暴力シーンのいくつかをとりあげ、VTRで視聴した。番組が対象としている年齢については、各局に問い合わせをして調査したが、ドラマやバラエティ番組は、はっきりとした対象年齢がないのが現状である。

テレビ朝日を例にとると、アニメでは激しい戦闘シーンが中心の「スレーヤーズNEXT」は、小学校低学年が対象とされている。「ビーファイター・カブト」のような特撮場面の多いヒーローものは、就学前の子どもを対象としている。ドラマの分野では、主人公が高校生の「闇のパープル・アイ」は、視聴対象として、小中学生を意識しているという。これには、惨殺シーンやレイプシーンが登場している。

## 海外のテレビ暴力に関する取り組み

—カナダを中心に— 鈴木みどり

テレビ暴力の問題に関する海外の取り組みの動向について、最も先進的な動きを展開してきたカナダの取り組みを中心に、鈴木が報告をおこなった。

### ・さきがけとしてのカナダ

1996年にアメリカの「新テレコミュニケーション法」が成立し、ここにVチップが登場した。この動きを受けて、日本では「業界」を中心にVチップのことが議論され、郵政省もとりあげようになってきている。しかし、業界や政府だけでなく、市民がテレビ政策に対して発言し、自分たちの問題として積極的に取り組んでいく必要がある。

テレビ暴力に対して政策として最も積極的に取り組み、世界に向かって問題提起をしてきた国はカナダである。カナダにはCRTC（カナダ・ラジオ・テレビ・テレコミュニケーション委員会）という政府から独立して電波を管轄する権限をもつ機関がある。CRTCの存在は、郵政省即ち政府が、そのまま電波を管轄している日本との大きな違いである。このCRTCが世界に向かって、テレビ暴力への取り組みを問題提起してきた。

郵政省の「懇談会」が、テレビ暴力への取り組みについて、諸外国から資料収集をしているが、その中にはカナダが欠落している。

### ・CRTCの基本姿勢

カナダでは、1989年のモントリオール工科大学での無差別銃撃事件が社会に大きな衝撃を与え、CRTCがテレビ暴力に関する研究を委嘱し1992年には、この研究結果が発表されている。CRTCは「テレビ暴力と社会における暴力には関連がある」と結論づけ、カナダ民放連に対して自主ガイドラインを、CATV業界には反暴力の取り組みを求めている。一方、1992年には、13才の少女の訴えをきっかけとして、「テレビ暴力の禁止」を求める150万人の署名運動がみ

られた。カナダの総人口は2700万人であるから、人口比からするとたいへんな数である。

CRTCは、この問題に取り組む基本姿勢として、あらゆるセクターがひとつのテーブルについて、協力と合意を作り出していくこと 調査中心ではなく、基本になる考え方を大切にする、それを法律や政策に展開することの3点を強調している。こうした基本姿勢で、委員長自らが、親、教育者、反暴力の市民グループなど、あらゆるセクターに出かけて積極的に会合をもち、時間をかけた対話をもっている。これは民主的な手続きを大切にしていることの表れである。

CRTCは1993年、問題の意識化とメディア・リテラシーの取り組みをすすめるために、親、教育者、メディアリテラシーに取り組む組織、業界、NFB（National Film Board）などによる作業部会を開いた。その成果として「メディアの意識化ネットワーク」が生まれている。翌年には反暴力市民グループによる作業部会をもち「責任あるテレビを求める連合」が発足している。さらにその翌年にはテレビ暴力に関する公聴会を開き、「番組の分類」「ケーブルテレビで受信しているアメリカの番組」について一般の市民から意見が求められ、書面による232通のコメントが提出されている。

カナダの主要都市は、アメリカとの国境付近に集中しているため、アメリカで放送している番組が簡単にカナダのテレビで受信できてしまう。そのため国際的な協力が不可欠で、国内に対する取り組みと平行して、CRTC委員長がアメリカ、フランスを訪れ、主要な制作会社、ネットワーク首脳陣と会見し、テレビ暴力に関するカナダの懸念を伝えたり、政府関係者や視聴者代表とも会見して、国際協力を提案している。

### ・民放連「暴力美化禁止」をうたう自主綱領

CRTCから自主ガイドラインの制定を求められたカナダ民放連は、1993年「暴力の美化を禁止する」などの内容の「テレビ編成における暴力に関する自主綱領」を提出、CRTCはこれを受理している。

日本では、市民が民放連の放送綱領を手に入れることができるが、綱領に反する番組内容だと思っても、どこにもその意見を届けるシステムがない。カナダでは、綱領を機能させるシステムが確立しており、CRTCは業界に対して公式に回答を求めることのできる権限をもっている。日本では、こうしたシステムがないばかりか、公共放送であるNHKでは、番組綱領解説書を非公開にしており、市民は手に入れることすらできない状態である。

カナダでは、これらの動きのなか、日本から輸出されている戦闘スーツに身を固めた戦士が戦う特撮変身シリーズの「パワーレンジャー」を批判する意見が多く寄せられ、1994年には、この番組の放送は中止されている。

#### ・メディア・リテラシーに8割の力点

1993年には、広告協会、民放連、ケーブルテレビ協会、映画・テレビ制作協会など業界団体のすべてが参加して「テレビ暴力に関するアクショングループ」(AGVOT)が発足している。ここでは、テレビ暴力に関して①業界が自主規制を行なう②分類システムを作る③システムに市民、親の意向を反映する④メディア・リテラシーの普及につとめることを確認している。

カナダはケーブルテレビが発達している国だがケーブルテレビ業界も、CRTCから求められていた「反暴力の取り組み方法の開発」の回答のひとつとして、1995年には「教室のなかのケーブル」プロジェクトを開始している。これは、ケーブルテレビ業界が、教育者と協力してメディア・リテラシーの推進に取り組むプロジェクトで、小中学校に広告なしでコピーライト無料の教育番組と印刷教材を提供している。また、家庭に向けては「あなたの子どもが見ているものをよく見よう：子どものテレビ娯楽を選ぶためのガイドライン」と題するブックレットを作成し、ケーブルテレビを契約している全家庭に配布している。

#### ・「子どもの権利を尊重する」カナダ

カナダでは民主主義を大切にしたい長い取り組みの末、Vチップ導入にいたったが、テレビ暴力へ

の対応としては、「業界の自主規制10%、Vチップ10%、残りの80%はメディア・リテラシー教育で取り組む」というアプローチである。これについて、カナダ・メディア・リテラシー協会(AML)では、「CRTCの公式資料にメディア・リテラシーがこれほどまでに強調されたことは、かつてないことである」と評価している。この取り組みの基本には、子どもの権利条約にもとづいて、子どもの権利を尊重するという姿勢がある。これは昨年、オーストラリアで開かれた「子どもとテレビ世界会議」でも確認されたことで、ここで採択された「子どものテレビ憲章」には禁止事項はなく、積極的に良質のテレビ実現に取り組もうという姿勢が表れている。(憲章はガゼット59号)

#### ・法規制で「子どもを守る」アメリカ

アメリカでもカナダの動きとはほぼ同じ時期に取り組みがすすんでいるが、政府と業界の動きが中心で、Vチップ導入には大統領選挙を前にした政略的な意図が見えかくれしている。

「テレビ暴力法」は1990年に成立しているが、1992年には、政府から独立した行政委員会であるFCCに暴力を定義する権限が与えられている。1993年には暴力的内容の番組の事前表示制度に4大ネットワークが合意、ケーブルネットワークもこの政策に同調している。1995年には議会でテレビ番組の評価システムとVチップ導入に関する2つの法案が提出されている。この年には、4大ネットワークがカリフォルニア大学に委託した研究「テレビ暴力モニター・レポート」が発表されている。

1996年にクリントン大統領はVチップの導入の意図を強調し、子ども向けのテレビ内容をよくするための具体的な方法話し合う業界と大統領による「テレビ・サミット」を開催し、この場で業界が自主的な番組評価システムの導入を発表している。同年「新テレコミュニケーション法」が成立し、今後2年以内に、製造、販売されるすべてのテレビ受像機にVチップを搭載することが、法律で義務づけられた。

## 討議 = 放送を市民のものにするために =

### ・広範な論議こそ必要

テレビ暴力の問題に関心をもっている人は多いが、この問題をめぐる世界の動きなどは、あまり知られていないのが現状だろう。Vチップの問題にしても、業界誌などには特集されていても、一般の雑誌や新聞ではほとんど見かけない。なにより「テレビの問題」であるのに、テレビ自身がこのことを報道することはめったにない。

カナダでは、CRTCが市民の意見を聞く公聴会を開いている。日本では郵政省が懇談会を開いているが、そのメンバーは、郵政省が一方的に決めた人たちで、企業の社長職やいわゆる「学識経験者」でしめられており、FCTのような研究活動を続けている市民グループや、視聴者代表がまったく含まれていない。年齢、性別にもかたよりがある。多くの市民が参加して広範な論議をする場を設けることが必要だ。

### ・番組評価制度はうまく機能するか？

Vチップのような規制は表現の自由の問題ともからみ、だれがどのような基準でその評価を行うのか、という問題がある。また、番組を作った当事者が評価するので果たしてうまくいくのだろうかという疑問が出された。カナダやアメリカの例では業界の自主規制として業界がガイドラインを設けて、それにしたがって判断することになっている。業界が責任をもって、制作会社とテレビ局との関係で評価するというシステムだが、今後の動向を見ていく必要がある。

番組評価システムというと、映倫のような業界団体がイメージされるが、制作されている映画の本数が少ないので機能しているが、日常的に制作されているテレビ番組のすべてを評価するとしたら、たいへんなコストがかかりはしないか。また日本ではCSの多チャンネル化が問題になってくるのではないかと。Vチップシステムの番組評価にはコストがかかるので、暴力を入れない番組ばかりをつくるとか、地上波にVチップが導入される

なら、衛星放送やCATVに暴力シーンのある番組がすべていくという可能性もでてくる。

### ・もし、Vチップが導入されたら？

アダルトビデオのピンクちらしが、郵便受けに投げ込まれて問題になっているが、最近では子どもの名前あてで、直接郵送されてくるようになった。日本では文化的な土壌からいって、Vチップを入れたらあとは「なんでもあり」といった状況になりはしないか。また、テレビは一家に何台かあるのが現状だから、たとえVチップが働いても、ほかのテレビで見てしまうだろう。それにVチップは簡単に解除できるから、子どもはその方法をすぐに覚えてしまうのではないか。ただし、子どもがごく幼い時期には、有効かもしれない。テレビだけでなく、テレビゲームのソフトやインターネットを通じて流れてくる映像など、メディア環境は複雑化している。いずれにしてもある部分だけを取り出して考えてもあまり意味がないといえるだろう。

### ・テレビの社会的責任を問う

オウム真理教事件以前にいわゆる「超能力番組」がたくさんあった。ワークショップで使ったアニメ番組でも、人間の魂が人体を離れるという説を、科学的な粉飾をこらして、まことしやかに説明している。子どもたちはそれをまねして遊びにとりいれていたりする。大きな社会的影響力をもつテレビには放映した内容についての責任があるはずだ。テレビ局の社会的責任が問われるべきではないだろうか。

「テレビの責任」に関しては、放映された番組のVTRを手に入れたと思って手に入れることができないという、非常に大きな問題がある。これについてある参加者から「市民がネットワークを作れば、市民のライブラリーができる。現在、個人でこれに向けて資料収集をしている」との発言があった。

フォーラムに参加していた「多チャンネル懇談会」の委員のひとりからは、「報告書の中にメディア・リテラシーをいれるよう努力したい」との発言もあった。 (まとめ 中野恵美子)

## — 資料 —

「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」

中間とりまとめ—論点の整理—

平成8年5月23日

(懇談会は郵政省放送行政局長の私的な諮問機関として、1995年9月に設置された。)

## 1 はじめに

## 2 多チャンネル化の意義と問題点

## (1) 多チャンネル化の進展

## (2) 多チャンネル化の意義

## (3) 多チャンネル化の問題点

## 3 今後検討すべき論点

## (1) 青少年保護

- ・各国で導入されている青少年の視聴する時間帯における番組制限
- ・青少年に不適当な番組の事前表示制度
- ・米国で導入が決定されたVチップの導入可能性
- ・デジタル放送におけるペアレンタルロック機能の積極的活用

## (2) 権利侵害と被害者救済

- ・英国における苦情処理機関の導入可能性
- ・報道における真実と訂正放送制度
- ・仏国等における反論放送制度
- ・視聴者の個人情報の保護

## (3) 放送事業者の自主性と責任

- ・独国やスウェーデンにおける番組編集責任者制度
- ・放送事業の経営者の責任と現実の番組編集者の責任
- ・我が国の義務履行確保のための制度と諸外国の義務履行確保のための制度の比較

## (4) 放送事業者以外の者による評価

- ・現在の番組審議機関の昨日と問題点
- ・苦情処理機関による判断
- ・オンブズマン制度
- ・視聴者意見の公表制度
- ・視聴者団体の役割

## (5) 意見の多様性と政治的公平

- ・政治的公平の意味と客観的基準
- ・選挙における放送の役割
- ・国会テレビの意義

## (6) 多チャンネル時代における放送の積極的活用と環境整備

- ・視聴者の放送への積極的参加
- ・障害者や高齢者を対象とした専門放送
- ・外国語放送の積極的導入
- ・多分野からの放送への参入の促進
- ・放送ニュービジネスの振興
- ・番組制作段階における人材育成

## (7) 番組の多様化、メディアの多様性と放送制度

- ・総合放送と専門放送の機能と役割
- ・広告放送と有料放送の機能と役割
- ・スクランブルのついた放送と通常の放送
- ・NHKと民放の役割
- ・地上放送、CATV、衛星放送、の機能と役割
- ・電子新聞放送等新しい形態の放送
- ・諸外国における放送体制、放送制度との比較

## 委員会名簿(50音順)

有馬朗人(理化学研究所理事長) 塩野 宏(成蹊大学法学部教授) 氏家齊一郎(社)日本民間放送連盟会長) 磯崎洋三(前(社)日本民間放送連盟会長) 薄田泰元(社)日本PTA全国協議会会長) 加藤真代(主婦連合会常任委員) 金田一郎(財)長寿社会開発センター理事長) 金平輝子(財)東京都歴史文化財団理事長) 川口幹夫(日本放送協会会長) 北岡 隆(三菱電機株式会社社長) 清原慶子(ルーテル学院大学文学部教授) 木暮剛平(株)電通会長) 櫻井孝穎(第一生命保険相互会社社長) 佐々木毅(東京大学法学部教授) 志賀信夫(放送批評懇談会理事長) 田中健五(株)文藝春秋会長) 羽鳥光俊(東京大学工学部教授) 濱田純一(東京大学社会情報研究所所長) 渡邊眞次(日本弁護士連合会・人権と報道に関する調査研究委員会委員長)

## 出張調査をした国

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ

# カナダにおける子どものテレビ政策

～テレビの暴力(テレビ暴力)から子どもたちをどうやって守るか～

「暴力や性的シーンの多いテレビ番組は子どもには見せたくない」という親の希望も空しく、子どもたちは自由気ままにチャンネルを回し、テレビの世界にのめり込んでいる。「テレビは子どもに悪影響を与える」と漠然と認識しつつも、何がどう悪いのか、だから何をすればよいのかよくわからないという親も少なくないはずだ。「テレビを消しなさい!」と子どもを叱ったり、強引にスイッチを消したりすることは、はたして問題の解決になるのだろうか? また、「テレビ暴力は作り手が悪い」と安直に居直ってしまってよいのだろうか?

世界に先がけいち早くVチップ導入を決定したカナダでは、行政と市民が一緒になってこの問題に取り組んでいる。その政策や提言には、メディア・リテラシーの概念や方法論が随所に活かされている。テレビ暴力からどうやって子どもたちを守るか、子どものテレビがどうあるべきか、具体的な政策のひとつとして紹介しよう。

## ●「家庭」主体の子どものテレビ政策

カナダの放送・通信行政を統括するラジオ・テレビ・テレコミュニケーション委員会(CRTC: Canadian Radio-Television Telecommunications Commission)は、Vチップ導入に先がけ、国内各地で「テレビと暴力」についての聴聞会を開いた。この聴聞会では、Vチップそのものの有効性以上に、各家庭がどのようにテレビ暴力に対処していくかが重点的に話し合われた。その一環として、カナダ文化遺産省(the Department of Canadian Heritage)は、ウィニペグ大学のウェンディ・L・ジョセフソン教授にテレビ暴力に対する調査・研究を依頼し、その結果を1つの報告書にまとめた。『テレビ暴力: 各年齢層の子どもに与える影響とその対策(Television Violence: A Review of the Effects on Children of Different

Ages)』と銘打ったこの報告書(全70ページ)は、子どもをいくつかの年齢層に分け、それぞれの年齢層の特徴と親の姿勢、テレビ業界側の対策を細かく説明したもので、子どものテレビ政策のガイドラインとして、保健省(Health Canada)の家庭内暴力情報センターが中心となってその普及に努めている。

## ●テレビ暴力はこうして防げる

この報告書の最大の特徴は、子どもをその成長過程に応じ5段階に分け、それぞれの視聴パターンを細かく調査・研究し、家庭での効果的な対処法を提言している点。これまで、「テレビ暴力」についてさまざまな調査・研究が行われてきたが、家庭での実践を前提とした情報は意外と少なかった。また、多くの具体的データを用いており、政府・家庭・業界ごとの対策を細かく明記している点も大きな特徴である。

以下は、各年齢層のテレビ視聴パターン(子)と家庭での注意事項(親)を簡単にまとめたものである。

### ①幼少期(0～1歳半)

子～生後3ヶ月でテレビに反応するが、約3分間位で泣いたりぐずったりなどの拒絶反応が出てくる(生後6ヶ月では16分位注意力を持続することもできる)。1日2時間位テレビの前に座っていても、実際見ているのはそのうちの10%以下。この時期の子どもは、食事や遊びなどテレビ以外のものに興味をもつことが多く、テレビのまねをすることもできる。

親～テレビの影響は、まださほど心配することはない。しかし、成長するにつれテレビのまねをするようになるので、親は子どもに何をさせるか注意すべきである。子ども向けの教育番組も十分楽しめるので、親子一緒にそれらを視聴するのも良い。



### ②幼児期（1歳半～3歳）

子～1歳半を過ぎた頃から、テレビへの接し方が急激に変わる。テレビに対する注意力は、これまでの3～4倍にも。また、テレビの映像から意味を読み取れるようになる。この年齢層の子どものほとんどが、お気に入りの番組をもっている。テレビで見聞きしたものを好んでまねするのも、この時期の特徴。

親～この時期に身につけたテレビ視聴習慣は、小学生まで残る。子どもの視聴習慣は、親の視聴習慣に強く影響されるので、親はまず自らの視聴行動をよくチェックし、子どもの良き手本となるよう努めることが大切。

### ③就学前の子ども（3～5歳）

子～就学前の子どもは、テレビの内容に強い興味を示すが、その意味を正しく理解することはできない。大部分は、fantasyとrealityの違いを区別できない（例：「ビッグバードが本物じゃないことくらい知ってるヨ！ただのぬいぐるみだよ？中にはふつうの鳥が入ってるんだよ」）。この時期の子どもは、特に主人公のすばやい動きや瞬時に変わる場面、派手な効果音など物理的な要素に興味をもつ（暴力シーンはまさにこれ）。アニメで描かれる暴力シーンは、プライムタイム番組の5倍もの量だという調査結果もある。また、就学前の子どもの約50%が、テレビを見て「怖い」と思ったことがあるという。

親～暴力シーンの多い番組のおもちゃなどを買い与えないこと。また、子どもの恐怖心を取り扱うには、論理的な説明より、おやつや人形などの気晴らしを与えたり、側に抱き寄せたりする方が効果的。親は、子どもがいつ、何を、どのくらい見ているのかよく把握し、子どもとテレビ間の賢い仲介役となるべき。テレビの視聴を制限するだけでなく、子どもと一緒にテレビを見、適切な行動・助言をすることが重要である。

### ④小学校就学期（6～11歳）

子～学校が始まると、テレビを見る時間が限られてくるので視聴時間はいったん減るが、小学2～3年頃になると寝る時間が遅くなるので、またテ

レビを見る時間が増えてくる。テレビに対する理解度はかなり高いが、応用力はまだだ。8歳の子どもは、「この世に実際に存在するもの＝real」と捉える。10歳位になると、「この世にあり得るもの、起こり得ること＝real」と捉える。暴力シーンをrealなものと捉えることで、子どもはみずから攻撃的にもなるし、異常に脅えたりもする。自分の生活とまったく無関係(unreal)な暴力、恐怖シーンに関しては、むしろ喜んで見る。ホラーを好む子どもも多い。

親～子どもの恐怖心や攻撃性を煽らないためにも、特に低学年のうちは親がテレビ番組の内容をチェックし、視聴時間を制限する。スポーツや読書、ゲームなどテレビ以外の選択肢を与えるのもよい。一緒にテレビを見ながら、内容について話し合い、受け身な視聴者であってはならないことを教える。ホラー映画はできるだけ遠ざけ、恐怖心(fear)について親子で話し合うことも大切。こうした親のフォローがない子どもは、テレビの影響をまともに受け、攻撃的な性格になる。テレビの内容に関する話し合いだけでなく、暴力や恐怖心そのものについて、また、何故見る番組を制限しなくてはならないのか、その理由についても話し合ってみよう。

### ⑤思春期（12～17歳）

子～10代になると、学校生活が忙しくなったり交際範囲や趣味が広がったりして、だんだんテレビを見なくなる。この時期の子どもたちは、息抜きや退屈しのぎのためにテレビを見る。テレビの内容について懐疑的になるものの、大人向けの番組やデート、アルコール、ドラッグ、セックスをテーマにした青春ものは好んで見る。MTVなど、音楽に対する関心も強くなる。また、過激なバイオレンス・ポルノの影響も受けやすい。サイエンス・フィクションや犯罪アドベンチャーも人気のジャンル。経験豊富で複雑な思考もできるので、realという言葉が多面的に捉えている。

親～親の言うことを素直に聞かない時期だが、あきらめてはいけない。性的暴力など話しづらいテーマもあるが、互いを理解・信頼することでテレビ

の悪影響を減らすことができる。視聴する番組の種類や時間量は厳しく制限できないが、何らかのルールを設けることは必要。テレビを一緒に見るだけでなく、その内容について子どもの意見を求めたり一緒に分析するのも良い。このような親子のコミュニケーションが、思春期の子どもの恐怖心や攻撃性を和らげる。

同報告書が市民の実践的なガイドラインとして評価されているのは、こうした具体性とともに、あらゆる調査・研究のデータを多く用いているからである。巻末には、世界各国から集められたさまざまな分野の参考文献が200近く紹介されている（日本人の調査・研究も6本紹介）。これまで数多く行われてきた「テレビ暴力」に関する学術／専門研究を、市民にわかりやすいよう、要領よくまとめている。

この他、「テレビ暴力と子どもの攻撃性との相関関係」「TVゲームの暴力」「テレビ暴力に最も影響されやすい子どもの社会的背景」などの資料も添付されている。

### ●テレビ暴力とたたかう市民

「テレビ暴力」と言っても、その描かれ方はさまざまである。喧嘩、銃撃戦、爆破、戦争、いじめ、ののしり、レイプ、人種差別、人権侵害など数え上げたらきりが無い。カナダのエトビコーク市教育委員会の調査(1987)によれば、カナダの子どもたちは、12歳になるまでテレビで12,000回もの暴力死を見ることになるという。また、ラバル大学の研究(1994)では、カナダの子ども番組で描かれる暴力シーンの数は、大人向け番組の1.68倍にもなる。この他にも、「子どもたちがいかに多くのテレビ暴力にさらされているか」「テレビ暴力が子どもたちの健やかな成長をいかに阻んでいるか」立証するデータは多い。

カナダでは、この問題の重要性を早くから認識し、行政と市民が一緒になってその解決と対策を模索してきた。この報告書の他にも、これまで各行政機関や市民団体などが中心となってさまざま

な提言を行っている。そのひとつ、カナダ保健省・家庭内暴力情報センターでは、「テレビ暴力」に関する資料や情報を集め、市民に広く提供している。同センター発行の「メディアの暴力が子どもにどう影響するか(1994)」というパンフレットでは、家庭での対策法をこうまとめている。

①冷静に対処する～暴力的な番組を見たからと言ってすぐに暴力的な子どもになるわけではない。むしろ、その繰り返しがこわいのである。「テレビ暴力について親子で話し合い良いチャンス」と思い、ゆとりをもって子どもに接すること。

②ルールを決める～親の責任と権限により、テレビを見る時のルールを決める。その際、子どもたちの意見や希望も多少取り入れてあげること。

③小さいうちから、良いテレビ視聴習慣を身につけさせる～テレビの悪影響を最も受けやすい幼児期に身につけたテレビ視聴習慣は、小学生になっても残る。親の言うことを比較的素直に聞けるこの時期に良い習慣をつけさせるのが、最も効果的。

④テレビは量より質が大事～テレビを何時間見せるかということより、どんな番組を見せるかということの方が大事である。テレビの視聴時間を減らすだけでは問題の解決にならない。

⑤いったん決めたルールは長く継続する～ルールは長く継続してこそ意義がある。そのためにも、ルールはできるだけ単純でわかりやすいものを。また、いったん決めたルールをむやみに変えないこと。親の方針に一貫性がなければ、子どもはついてこない。

⑥ビデオを効果的に利用する～子どもがどんな番組を見ているのか心配なら、前もって番組を録画し内容をチェックしてから子どもに見せる。

⑦子どものための番組リストを作る～子どもの成長に合った良い番組を選び、そのリストを作る。全番組の内容を自分の目でチェックするのは不可能なので、ジャック・ライブスリー、フランク・トロツ共著の『ペンギン社・子どものテレビ(ビデオ)ガイド』(Livesley, Jack, and Frank Troitz. 1993. The Penguin Guide to Children's TV

and Video. Toronto, Ontario: Penguin Book)を参考にするよ。

⑧Vチップ使用も1つの選択肢～子ども部屋に子ども専用のテレビがあったり、子どものテレビ視聴をコントロールできない場合は、Vチップなどの自動遮断装置を使ってみるのもよい。The Switch, Super Visionなどいろいろな種類があるので、各家庭の用途や予算に応じて適切なものを購入する。

⑨テレビ以外の活動を奨励する～コミュニティ活動や運動、工作などテレビのかわりに子どもの心を引き付けるような活動を考える。テレビのない生活の楽しさを再発見させることが大切。

⑩子どもの成長に合わせた対処法を～幼い子には簡単なルール、年長者には話し合いなど子どもの成長に最も適した方法を考える。思春期に入ったら、子どもの考えや意見をできるだけ尊重すること。

⑪テレビについて子どもとよく話し合う～一緒にテレビを見ながらテレビの内容について子どもと話し合う。最も効果的な方法は、テレビの世界と現実の世界との違いを見つけさせ、テレビというメディアのもつ歪みを認識させること。また、テレビの影響について書かれてある本を使って話し合うのもよい。

⑫自身が良い手本に～子どもだけでなく自らのテ

レビ視聴習慣をチェックし、子どもの良い手本となるよう努める。親の視聴習慣は、子どもの視聴習慣に強い影響を与える。

### ●まとめ

主に家庭に向けたこれらの具体的提案は、カナダのみならず、アメリカやオーストラリアでもさかんに行われている。「テレビ暴力」に関するあらゆる資料や報告書が市民に公開されており、ブックレットとして無料配布されているものも多い。この問題に対する市民の関心も高く、インターネット上でもさかんな意見・情報交換が行われている。テレビ暴力に対するカナダの取り組みは、法規制や政策を整えるだけでなく、メディア・リテラシーという市民の能力を育てることに重点を置いている。「変革の担い手として、市民自らがメディアとのあいだに能動的な関係を築くこと」、メディア・リテラシーの精神は、市民の権利を尊重することによって、確実にカナダ社会に浸透しつつある。

“Television Violence: A Review of the Effects on Children of Different Ages” 入手希望の方は、National Clearinghouse on Family Violence, Health Canada, Ottawa, Ontario, K1A 1B4, Canada(フリーダイヤル:1-800-267-1291)まで。

(翻訳&まとめ:猪股)

#### ●FCT出版物案内

##### メディア・リテラシー

—マスメディアを読み解く

カナダ・オンタリオ州教育省編、FCT訳リベルタ出版(定価3340円)好評発売中  
2刷りになったのを期に、限定60冊のみFCT価格3000円で販売いたします。

##### ●テレビと子どもの人権

—FCT第5回テレビ診断分析報告書

ガゼット今号の特集1「子どものテレビ政策」にちなみ、1986年4月発行の同報告書の特価で取扱いたします。本年中に注文を受けたものに限り1400円といたします。(通常価格1560円)  
\*いずれの出版物も10冊一括購入の場合1割引です。

申し込み FAX 0466-81-8307

〒251 藤沢市善行団地5-3-503 新開清子

#### ●FCTフォーラムのお知らせ

\*女性とメディア・ネットワーク '96

テレビジョン・モニタリング・プロジェクト  
発足に向けて検討会を開きます。

12月7日(土)午後1～5時

神奈川県立かながわ女性センター

(江の島駅下車10分)

#### ●視聴者交流会、京都で開催

\*11月8日夜交流会、9日(土)記念講演・河野義行及びディスカッション、10時～午後4時メディアに関連する活動グループの交流及びネットワークをめざします。

主催・メディア総合研究所。

参加問い合わせ先(03-3226-0621)

## 特集 2

## 子どもの権利とメディアに関するアジア会議

西村 寿子

1996年7月2日から5日にかけて、フィリピンのマニラで「子どもの権利とメディアに関するアジア会議」が開かれた。この会議は1995年3月にオーストラリアのメルボルンで開催された「第1回テレビと子どもの世界会議」を受けた初めての地域会議で、会議を準備したのは、国際的にはアジア・太平洋放送連盟、アジア・マスコミュニケーション研究情報センター、ユニセフであり、フィリピン国内ではフィリピン子どもテレビ財団、フィリピン福祉と子ども省、テレビ局・GMAネットワークで作られた実行委員会である。協賛企業4社の中に日本のナショナル電気が含まれており、会場では同社のVTR機器などが使われていた。また（財）放送文化基金も寄付金を拠出している。

会議にはアジア・太平洋地域の28ヵ国から政府関係者、放送事業者、教育関係者、研究者、ユニセフ関係者、NGOなど、約200名が参加した。今回の会議では、15ヵ国の政府代表によるステートメントの発表があり、最終日には主催国フィリピンのラモス大統領が出席して「マニラ宣言」を採択するなど、政府機関の影響力の強い会議であった。日本からはNGOのひとつとして、FCTに呼びかけがあり2名が参加した。その他の日本からの参加者は、放送関係ではNHKの2名のみ（うち1名は途中参加）で民放からの参加、および政府関係者の参加はなかった。会議は全体会を中心に構成されていたが、「メディアと子どもの権利」「メディアへのアクセス」などのワークショップが2回にわたってもたれ、3つのワークショップから2名ずつの代表が選ばれ会議最終日に向けて「マニラ宣言」の修正作業が行なわれた。

アジア地域では10億人の子どもが暮らしているが、今も栄養失調や、とりわけ少女が直面している人身売買などきびしい現実をかかえている。

各国政府のステートメントから、主なものを紹介すると、／メディアは国の発展と子どもの保護にあたって大きな潜在的な影響力をもっている／メディアのなかで表現されている残酷な場面や暴力、ポルノグラフィから子どもを守るためにガイドラインが必要である／商業主義、物質主義、消費主義がメディアの質を脅かしている／多様性や独自の文化、エスニック・マイノリティの文化や伝統を反映する番組作りが可能になるよう各地のプロダクションを支援する必要がある／子ども番組に多くの資源をふりかける必要がある、などのことが強調されていた。全体会の論議では、アジア的価値を脅かすものとして、アメリカの番組への批判が出され、名指しはされなかったものの、日本の番組も暗黙のうちに批判の対象にされていた。客観的に見ると日本の子ども番組はアジア各国から注目されているのに、日本からの発言が全くなかったことは奇異に感じられた。

会議場のビデオルームでは、フィリピン子どものテレビ財団が制作した番組を自由に見ることができ、また、メルボルン会議にはなかったマルチメディアルームも設けられており、会議中に子どもたちを招いてコンピューター教育の実演が行なわれていた。また、この会議にむけて「子どもたちの声」と題するメディア・ワークショップがもたれ、フィリピン・メディア教育協会が協力して、子どもたち自身がメディアを使って発信するさまざまな取り組みが行なわれていた。

「マニラ宣言」採択にあたっては、放送事業者と政府関係者との意見のちがいがから、メルボルン会議で採択された「子どものテレビ憲章」のこぼを盛り込むことはできなかったという経緯があるが、アジア地域において、子どもの権利条約を実現するためのメディアの責任を明らかにした点では評価できるものといえるだろう。

## 特集 3

## シリーズ：オーストラリアのメディア 1

## ～独立行政機関としてのABAの役割～

1996年8月18日から22日、オーストラリア、シドニーで、国際マス・コミュニケーション研究学会（IAMCR：今年の総会で「国際メディアとコミュニケーション研究学会」に改称）が開催された。会議にはFCTからは鈴木みどりと宮崎寿子が参加したが、このオーストラリア訪問を利用して、シドニーで、放送行政の独立した行政機関であるABA（Australian Broadcasting Corporation：オーストラリア放送委員会）、SBS（Special Broadcasting Service Corporation：多言語公共放送）、CBA（Community Broadcasting Association Australia）などを訪ね、資料収集とインタビューを行ってきた。

その報告のはじめとして、ここではオーストラリアの放送事業の調整役として放送行政において重要な役割を担っている連邦政府から独立した行政機関、ABAを紹介する。ABAは「子どものテレビ基準」（ガセット56号）を作成し、民放各局にその履行を義務づけている機関でもある。このほかにも、ABAは放送免許の交付、電波利用、周波数の割当、番組基準の作成、視聴者からのフィードバックなど、放送と視聴者とのあらゆる問題についての調整を行っている。

## ABA概要

オーストラリア放送委員会（ABA）は、放送事業を調整する責務を持つ独立した連邦政府の機関である。

ABAは、ラジオやテレビなどオーストラリアにおける放送の調整役として、電波利用の立案だけでなく、放送免許の交付、番組編成、放送事業の所有や支配に関しても責務を負っている。

ABAは、1992年に制定された放送法（the Broadcasting Services Act）によって創設され、安定した放送事業の調整役としてさまざまな権限と役割を与えられている。ABAでは、放送事業に対するオーストラリア社会のニーズと放

送事業者の利益とがうまくかみあうような放送行政をめざしている。

1992年の放送法は、明確な政策目標を掲げ、調整機関の役割を定めている。政策目標としてあげられているのは、「番組の多様性への志向」「所有権の集中排除および外国資本による国内メディア支配に対する規制」「オーストラリアの文化的アイデンティティを育てるメディア内容の必要性」「公正なニュース報道」「コミュニティー基準の尊重」などに関連したものである。

## ●放送免許の種類

放送法では、放送事業を一定のカテゴリーに分け、各々、市民（パブリック）への影響力の度合いに応じた調整を行っている。

◇商業テレビ局など最も影響力の強いカテゴリーでは、「放送免許の有効期間を5年とする」、「所有・支配への制限、オーストラリア独自の内容をもつ番組と子どものテレビ番組の番組基準への準拠」、「放送法で定められた“放送免許取得者”の条件」などがある。

◇商業ラジオ局の放送免許には、商業テレビほど厳しい制限規定はない。

◇商業およびコミュニティーテレビ・ラジオ局の番組内容は、放送事業者が自主的に制定するコードに沿って調整されるべきだが、それがうまく機能していないと思われる場合、ABAは独自の番組基準を放送事業者に課することができる。

◇コミュニティーラジオ／テレビ局の放送免許には、「所有・支配条件」が課されない。また、影響力の少ない放送事業（会員制ラジオ局やナローキャスティング全局）についても、「所有・支配条件」「放送免許取得者条件」は課されない。

◇放送法（1992）以前の法律によって発行された商業／追加免許は、現放送法の「商業放送」のカテゴリーに分類されるが、パブリック・ラジオの免許は、「コミュニティーラジオ」のカテゴリー

に分類される。新しいカテゴリーとしては、会員制放送局、会員制ナローキャスティング局、オープン・ナローキャスティング局などがある。

◇放送法では、会員制テレビ局（ベイ・テレビ）についてもふれており、適性テストや商務省の審査結果を受けて、ABAが放送免許を発行する権限を持つとしている。「オプタス衛星」を使用する3つの免許については、特別条項が設けられている。免許Aと免許Bは、各々4つの放送サービスを許可したもので、免許Cは、オーストラリア公共放送（ABC）に2チャンネルを許可したものである。

#### ●電波利用計画と放送免許の割り当て

周波数域の立案・運営を国から任せられたABAは、まず、オーストラリア各地域間の電波利用の立案を行った。ABAは、特定エリア内における有効チャンネル数を定めた周波数の割り当て案を作成したが、現在は、その地域に合った放送局の数や性格を定めた免許エリア・プランの作成準備を進めている。その際、ABAに求められることは、多くの市民と話し合いの場を持ち、特定地域内の人口統計的、社会的、経済的要因にも広く注意を払うことである。

◇商業放送局が使わない周波数や公共放送向け専用の未使用周波数は、1992年ラジオ・コミュニケーションズ法に基づき、ABAの定めた期間中のみ、他のユーザーが使ってもよい。

#### ●その他の免許の割り当て

放送電波の割り当ては、上記の手続きに従って行われなければならないが、その他の配信方法に関してはこのような手続きは必要としない。3つ以上の商業テレビ局の免許交付には、政府の審査が行われる（1997年7月1日以前）まで制限があるが、新しく発行される商業／コミュニティ・ラジオ局の免許交付にはこの条件は適用されない。ABAに免許取得願いを提出し申込金を払いさえすれば、ケーブルや地上波以外の配信シグナルを利用してこれからラジオ放送を始めたいと望んでいる人は、誰でも簡単に免許を取得できる。

◇会員制テレビ局（ベイ・テレビ）の場合も、こ

れと同じである。ただし、1997年7月1日までは、免許A、B、C以外の追加衛星免許の交付は禁じられている。

◇他のカテゴリーの免許取得方法はもっと簡単である。ABAでは、会員制ラジオ局、会員制ナローキャスティング局（ラジオ・テレビ）、オープン・ナローキャスティング局（ラジオ・テレビ）に対し、クラス免許を交付することにした。これらのカテゴリーのサービスを行おうとする個人／会社は、該当するクラス免許の条件に従いさえすれば、すぐ放送を開始できる。放送電波を利用した送信者免許を取得する時と、自分たちが属するカテゴリーに対する要望、意見を出す時以外は、ABAとまったく接触する必要はない。なお、ラジオ・コミュニケーション法による放送周波帯以外の電波に必要な関連免許は、電波管理局で取得しなければならない。

#### ●免許の更新と譲渡

商業／コミュニティ放送局の免許は5年ごとに更新しなければならない。商業局の免許は、所有権／支配権規則に基づく必要手続きを踏んでさえいれば、自由に譲渡してもよい。

#### ●所有権と支配権

◇商業テレビ局の放送免許を1人で1つ以上持つこと、オーストラリア全人口の75%以上をカバーできる免許を支配することは固く禁じられている。外国資本の商業テレビ局免許も、その所有、支配ともに厳しく制限されている。

◇商業ラジオ局の免許は、州／国単位で保有する免許の数に関係なく、最高2つまで持てる。海外投資査察局のガイドライン外の商業ラジオ局については、外国資本は自由に参加できる。

◇会員制テレビ局の放送免許に対する外国資本の所有権には制限を課す。また、免許Aの利権を得るため、オーストラリアの既存メディアの所有権を共同所有することも制限されている。

◇放送法では、「支配(control)」という言葉に幅広い意味を持たせており、ABAは要請に応じて誰が免許を支配しているかについて総合的な判断を下す権限を持つ。

## ●コミュニティ・ラジオとテレビ

コミュニティ放送局は、最高1時間に4分だけ、スポンサーの広告を放送してもよい。

## ●番組基準とコード

◇番組内容が現在の社会基準に則っているかどうかを確認する作業は、業界独自の自主コードに従って放送事業者みずからが行わなくてはならない。ただし、例外として、子どものテレビ、オーストラリア独自の内容をもつ番組の2領域では、ABAが独自に基準を設けており、その履行がすべての商業テレビ局に義務づけられている。

◇商業テレビ/ラジオ局などを代表する業界グループは、番組内容のあらゆる面に対処できるような自主コードを制定している。コミュニティラジオ局や会員制テレビ局、ナローキャスティング局でも、自主コードを作成中である。

◇ABAは、「自主コードが社会の適切な安全弁として機能している」「そのコードが該当する業界の大勢から支持されている」「そのコードに対する市民の意見を十分聞いている」などの場合につき、そのコードを正式に受理し、登録することになっている。このほか、ABAは独自の調査結果を用い、自主コードの開発コンサルティングも行っている。

◇自主コードのない分野があったり、機能していない自主コードがあった場合、ABAがかわりに番組基準を作成してもよい。

◇子どものテレビ、オーストラリア独自の内容をもつ番組に関する「ABT（ABAの前身）テレビ番組基準」は、すべての商業テレビ局に義務づけられるABA基準になった。

## ●苦情

◇ラジオ/テレビ局の番組に対する苦情は、放送事業者の制定する自主コードの中にあるものについては、まず関係放送局に文書で申し出る。その苦情に対する（放送局側の）回答が60日以内に得られなかったり、その回答に不満がある場合は、直接ABAに苦情を持ち込むことができる。

◇ABC（オーストラリア放送協会）やSBS（多言語公共放送）の番組内容に対する苦情も、

直接放送局に申し出る。放送局側から60日以内に回答をもらえなかったり、その回答に不満がある場合や、問題をABC/SBSコードがカバーしている場合は、直接ABAに苦情を持ち込むことができる。

◇ABAは、自主コードに関する未解決の苦情に対し独自の調査を行うこともでき、その調査結果は苦情を持ち込んだ人に報告される。またABAでは、子どものテレビ基準やオーストラリア独自の内容をもつ番組基準に関する苦情を、直接受け付けている。

◇苦情の寄せ方の詳細については、「番組に対する苦情」というパンフレットを参照。

## ●調査と審理

◇ABAは、市民と放送事業者との間に生じたトラブルに対し、協議、調査、審理などその場に最も適した方法で情報を得ることができる。ABAが調査や審理を開始した場合、ABAには大きな権限が与えられ、証人を尋問したり、制作会社に資料を提出させたりもできる。政府が直接、ABAに調査を指示することもできる。

## ●適用

◇ABAでは、放送法違反行為に対するさまざまな罰則を定めているが、極めて悪質な違反については訴訟をおこすこともある。放送法違反の訴訟をおこす場合、ABAは公訴局長に摘要書を提出することによって弁護を依頼できる。また裁判所は、違反者に対し判決に基づいた罰金を課すことができる。

## ●情報源

◇放送法に基づき、ABAには放送免許取得者や放送免許を支配する人々が提出した自主コードや所有権/支配権などに関する情報などの記録が数多く保管されている。これらの記録は下記事務所内の平常業務時間内なら、誰でも自由に閲覧できる。

## ●通訳サービス

◇このパンフレットに関する意見や質問がある場合は、ABAが提供する通訳サービスを利用することもできる。

（まとめ、宮崎寿子、猪股富美子）

## テレビの著作権侵害とのたたかい

田中喜美子（「わいふ」編集長）

### 1

長い長い訴訟の決着が、ついにこの5月について。昭和62年に訴えを起こしてから足掛け10年、原告である私の完全勝訴とはなったものの、「勝った！」とおどりが上がる喜びは少しもなく、心の底には「訴訟なんてするもんじゃない」という苦い思いがいまも澱のように沈んでいる。

私が「IVSテレビ制作株式会社」と「テレビ東京」を東京地裁に訴えたのは昭和62年の5月。私のルポ「妻たちはガラスの靴を脱ぐ」のなかの一遍が、テレビ制作者によって改変され、放映された著作権侵害にたいする訴えだった。

もっとも彼らが私の作品をまったく無断で盗用したわけではない。「テレビ化」の承諾を約1年前、私は電話で与えていた。しかし彼らはその後、著者である私に相談もなく、結婚生活の呪縛から目覚め、自分の足で歩みだした女性の物語を「私はわがままで自分勝手な女、ゆるして」と彼女が夫のもとにもどるといふ180度違う結末をつけて放映してしまったのである。

IVSの近藤氏が、ある出来事をきっかけとして、そうだこの物語には原著者がいたんだっけ、と気づき、あわてふためいて私の許可を取りにかけつけてきたのは放映5日前のこと。

これこそ「藪蛇」というものだった。まったくテレビを見ない私、とくにドラマを見ない私は、黙って放映されても彼らの著作権侵害におそらく気づくこともなかっただろうから。また、もしも私の知人がこれを見て、私の作品と気づいたにせよ、だれひとり、それが著者に無断で放映されたものとは思わなかったであろうから。

ともあれ彼らが私の許可を求めてかけつけてきたところから、すべてが始まった。

### 2

さてドラマ製作の責任者・IVSの近藤氏が持

参した脚本を読んで、私は怒り狂った。精魂こめて描いたヒロインが、コケにされている。おろかで手前勝手な、くだらない女として描かれている。何よりもこの作品に盛り込んだフェミニズムの思想が生かされず、「男は仕事・女は家庭」の陳腐極まる思想の宣伝に使われているのがゆるせなかった。こんなものに放映の許可は出せない。「それでは私は会社をやめなければなりません」近藤氏は必死に私を泣き落とそうとする。

しかしイエスとはいえなかった。私にとってそれは、著者としての良心にかかわる問題だった。

こうして交渉は決裂し、テレビドラマ「悪妻物語—夫はどこにも行かせない」は原作者の許可なしに放映された。

翌日、近藤氏は50万円を持って私を懐柔しにやってきた。NHK育ちの彼は終始一貫紳士的であったが、それを突っ返したとき彼が口走った言葉を私は忘れることができない。

「ほんとうに申しわけありません。喜んでいただけるとは思ったものですから……」

この言葉はテレビを作る側の人々の姿勢を如実にあらわしている。

あいつらはテレビに出してやれば喜ぶんだ。作品をテレビ化してやれば喜ぶんだ。テレビは何をしても許されるんだ……。

テレビ制作側のこの思い上がりこそ、著作権侵害を平然と行わせる元凶であることを私は疑わない。

### 3

結果として1審も2審も、完全な勝利であった。この訴訟に関しては「神も仏もあった」。ただその過程でいくつか、身にしみてわかったことを書いてみよう。

ひとつはテレビドラマ、ことに現代もののほとんどがどうしてあれほど下らないのか、という理



由である。

民放のテレビ番組にはスポンサーが必要だ。たいていが大企業である。そして大企業の管理職の価値感は保守的だ。しかしドラマに真の問題性を盛り込もうとすれば、どうしても彼らの価値感と衝突する部分がしのびこんでくる。そうしたドラマにはスポンサーがつきにくい。

教科書会社が検閲をおそれて教科書の内容を「自主規制」してしまうように、スポンサーをおそれる制作者は最初から自己規制する。そして毒にも薬にもならない、古くさい価値観にドブプリ浸かった登場人物が跳梁するドラマばかりが大手をふってまかり通るようになっていく。

訴訟の経過でわかったことだが、I V Sの近藤氏自身も、この構造の犠牲者のひとりであった。彼も最初は原作ストーリーを忠実になぞった脚本をつくっていた。しかし売りこみの過程でそれがどんどん歪められていく。

私の物語は、愛する夫が中東への単身赴任を命ぜられ、会社から同行を禁じられた妻が（日本の会社にはこれほどまでの人権侵害が横行している）、あらゆる手段を講じてサウジでの居住権を手にいれようと孤独な戦いに乗り出すところから始まる。

企業批判を含むドラマのこの書き出しはすでに、スポンサーをおそれる親会社から拒絶される運命を含んでいた。ヒロインが愛のために、企業の横暴にたいしてただ一人戦う勇気と実行力に富む女性でなく、わがままで幼児的な、無分別な女性として書き換えられる必然性を含んでいた。

こんな話じゃスポンサーはつかないよ、とどこの親会社からも拒絶され、近藤氏は脚本の内容を変えていく。その過程で彼の脳裏から、原作者の存在がスッポリ抜け落ちていったのに違いない。

こわいのは、こうした暗黙の自己規制によって日本人の「愚民化」が進んでいくことである。テレビに登場する人物をなぞって、人々は自分たちのライフスタイルを作っていく。こうして愚劣で浅薄な「大衆文化」が広がり、人々はそれを自分たちの真の姿だと思い込む。テレビの流す害悪は、考えられているよりはるかに大きい。

次にわかったことは、訴訟の場では、原告にど

んな正義があるにせよ、被告はあらゆる手段をつかって一サギをカラスといいくるめても自分の立場を守ろうとするということである。

公害訴訟などで、訴えられた会社や国が、実にスケスケと自分の非を認めようとしないうちに茫然とすることがあるが、訴訟の場では、被告が原告の訴えを「ハイその通りでございます。すみませんでした」などとみとめることは絶対にないのが当然なのである。どんな汚い手も、自分を守るために彼らは使う。訴訟とは、戦いなのだ。

被告たちは「この原作は単なるヒントにすぎない。著作権の侵害ではない」と言い張った。

おそらくこの世界では、私のようにはっきりしたケースでなく、「単なるヒント」の名目で著作権侵害の対象になった作品は、数かぎりなくあることだろう。そして原作の精神も美も見る影もなくふみにじられ、低俗で愚劣な思想の宣伝に使われた例は、これまた無数にあることだろう。それを知りながら見過ごしている原著者たちの存在が私には不思議で不思議でたまらない。

#### 4

もうひとつわかったことがある。「人が人を裁く」というシステムが実にいやらしいものであることだ。

私の見た日本の裁判官たちは決して過度に権力的でも、いやらしい人たちでもなかったが、それでも私は「人が人を裁く」ということになかに、何ともいえないおぞましさを感じずにはいられなかった。私を支えてくれた三人の女性の弁護士がいなかったら、この訴訟はもっともっと耐え難いものに感じられたに違いない。

しかし人間は、正義と進歩のために、このおぞましいシステムに関わりを持たねばならないときがある。著作者の人権は、テレビばかりでなく、出版界においてもまだまだ守られていない。そしてどれほど不愉快でも、やはり訴訟だけがこの現実を改善してくれる。

そう考えるとき、私の心はわずかながら慰められるのである。

# FCT データ・バンク

## 一 国内篇一

●インターネット市民革命—情報化社会・アメリカ編—、岡部一明、御茶ノ水書房、1996年5月、2884円

環境問題をはじめとする日米の市民活動に関わってきた著者が、「インターネットが無料で使える国」アメリカの「草の根コンピューターの文化」を紹介する。

第1章／庶民にやさしいインターネット：企業が機材を提供し高齢者自身がボランティアとして活躍している高齢者のための「シニアネット」や低所得者地域の子どもたちがコンピューターに親しめる「たまり場」などの活動を紹介します。第8章／電話への権利：市内電話料金が無料のアメリカでは「電話消費者教育」もさかんで、「通信は市民の権利」という発想からすべての電話料金を無料にしようという市民運動がある。第10章／ミニコミがインターネットの基礎：アメリカには、オルタナティブ・メディアと呼ばれる多数のミニコミ誌があり、NPO団体の活動もさかんであるが、草の根パソコン通信も正確な数をつかみきれないほどふえてきている。第11章では公共アクセス・ケーブルTVについても紹介している。(E)

●インターネット探索、立花隆、講談社、1996年4月刊

インターネットについての刊行物はどこの書店にもあふれているが、立花氏としてカラー印刷入りで極めてわかりやすい案内になっている。

後半にはインターネットで激変する社会、について慶応大学の村井純氏と話し合っている。

インターネットを単なる道具、としてこれを使いこなす器量が人間にあるかどうか問われる時代。そして

インターネットの普及により情報空間の中の地球がどんどん広がり、地球規模で情報を分かち合い共有する時代になったとしている。(T)

●特集：インターネット時代の人権、ヒューマンライツ、No.101(社)部 落解放研究所

パソコンの急速な普及は、言論、表現をめぐって新しい事態を生み出している。「インターネットの大海の中に人権という島をつくる」という問題意識のもとに組まれた3論文からなる特集。

「インターネット市民革命」：同名の本の著者である岡部一明の講演をもとに加筆されたもので、アメリカでの草の根インターネットの活動を紹介している。

「インターネットが露出させた差別意識」(池田知隆)：国境のない電子ネットワークでは、「おしゃべりこそ相互理解の始まり」といわれる一方で、世界各地で人種差別発言が流されたり、子どもをモデルにしたポルノ映像の売買が行なわれたりしている。日本ではパソコン通信で「部落を教える」の発信があったり、朝鮮人蔑視の発言、女性に対する「オンライン・セクハラ」などが後をたたない。筆者は「インターネット社会が産み出す新たな差別的な状況をしっかりと見すえる」必要性を訴えている。

「コンピューター時代の性的搾取、広がる子どもポルノと日本の課題」

(園崎寿子)：筆者はエクパット関西=ECPAT(アジア観光における子ども売買根絶国際キャンペーン)の活動に携わっている。子どもへの性虐待であり、商業的搾取である子どもポルノが急激に日本社会に広がりつつある。コンピューターなどの技術の分野での変化が、ポルノのありかたに大きな変化をもたらすことはまちがいが無い。しかし新しい分野であるコンピューターネットにはルールが未確立で、取り組みの

動きも決して強くはないと述べている。(E)

●市民とマスコミに携わる人たちとの連帯を考える当面の行動目標、日本ジャーナリスト会議、ジャーナリスト、1996年8月25日

「今、ジャーナリズムのありかたがかつてなく厳しく問われている」、その原因はマスコミに携わる人たちの主体的力量の弱さ、衰退にあるとの認識にたち、「状況のなかに深く埋もれている」ジャーナリズムの現状を回復するために、市民との連帯にたった運動を起こしていきたいとしている。

目標は(1)ジャーナリズム精神の衰退を克服し、その復権をめざす(2)ジャーナリズムに携わる人たちの主体性とジャーナリズムの自立・独立を確保する(3)ジャーナリストの育成とジャーナリズムの向上に努める(4)市民との連帯でジャーナリズム倫理強化を図る(5)市民に開かれたメディアと情報のシステムを実現する(6)市民社会の成熟と発展に資するジャーナリズムを創造する(7)国際市民社会での共生を促すジャーナリズム活動を推進するの7点をあげている。幅広い人たちの意見や提案を受け、検討を加えていきたいとしている。

連絡先：〒101東京都千代田区猿樂町1-4-8松村ビル402号

TEL(3291)6475

FAX(3291)6478

(E)

●現行マスメディアと市民参加、野原仁、「マスコミ市民」No.334、1996年9月号。

かつて地方のテレビ局の報道局に勤務していた経験のある筆者は、メディア側がなぜ、市民の参加を拒否するのか、その実態を記している。

市民の参加には、法律によって権利として認められている参加方法と、メディア側の意向、方針によって「恣意的」に行なわれているものと

の2つがあると分類し、7項目にわたって説明している。

①テレビ局の番組審議会は、社長と役員、審議委員が食事をしながら意見を交換するが、話し合いの内容は公表されない。また、この審議会によって番組内容が修正されたという話は聞いたこともない。②訂正放送の請求は、関係者だけに限定されている。松本サリン事件の被害者である河野義行さんの訂正請求は、複数の放送局から拒否された。③市民個人が株を所有しても、局に影響を及ぼすことはまず不可能である。④市民から要望、意見、苦情を出しても、忙しさを理由に市民の声を無視する傾向がある。「視聴者センター」はあっても、「閑職」とする傾向があって、有効に機能する組織にはなっていない。⑤番組モニター制度があるが、一部の市民しか参加できず、市民からの意見を真剣に受けとめる姿勢がメディアの側にある。⑥市民からの情報提供は「珍奇性」に照らして「ネタ」にならなければ、無視されてしまう。⑦意見広告は高額で、市民の意見発表はほぼ不可能である。

「メディアへの市民参加」を実現するためには、この「市民参加を妨げる仕組み」を変革し、市民がメディアの真の主権者として積極的にかかわって法律や制度をつくることと、市民自らがメディア・リテラシーの向上に努めることが必要と提言している。(N)

●特集今日のマクルーハニズム—座談会いまなぜふたびマクルーハンか、堤清二、野村雅一、鷲田清一中央公論、1996年9月号、中央公論社  
1960年代のメディアによる人間と社会の変容を理論化し、メディアは人間を変える、と多くの論議をまきおこしたマクルーハンの予見はまさに現実のものとなった、として、再び脚光をあびようとしているマクルーハンに現代の視点から再考を試みている。あらゆるメディアが

巨大になった結果として、はるかに遠くの人や問題でもテレビを通じて隣近所の事件と同じ感覚で受け止めてしまう。すべての空間が距離に関係なく同程度の程よい差で出されてくる。そうした時に公共性をどうやって作ればよいのか、これはまさにメディアが引き起こした問題である。例えば政治といった公共性の高い領域への想像力や感受性が知らぬうちに干上がってしまっているのではないかと疑問を呈している。いまマクルーハンについて考えるのは文明史を考えることになる。

特集2は「貨幣の温度を考える」内田隆三、ではマクルーハンの分類によるとテレビ・メディアでは、①複数の感覚次元が包括的に動員され②与えられる情報の解像度が低いために人間の側の参加と補強が強く要求される。こうした特徴をもつテレビはクールなメディアだとしているが、彼によれば経済的な交換の媒体あるいは貯蔵の手段としての貨幣もメディア論的に理解しうるものになる、と電子マネーの時代に貨幣システムはどう変らざるをえないか、を考察している。他に「病氣」とメディア、池田光穂、も掲載。(T)

●メディア関連資料—5、メディア総合研究所編、1996年8月。

動きのはげしいメディアの世界で今どういう状況が進んでいるのか、個人的な意見や論評ではなしに、基礎資料を提供してくれる場は少ないメディア情報96の2、では1月から7月までの郵政省、民放連、NHK、民放各社、BS、CSテレビ、新聞をはじめとして、海外のメディアの動向が一覧出来る。とくに郵政省の「多チャンネル時代の視聴者と放送に関する懇談会」の中間とりまとめ報告について全文及び民放連の意見などが詳しく収録されているし、これに付随して日、米、仏、独国の放送番組に関する放送法制等の比較の概要、なども収録。

他に「デジタルCSテレビ・マルチメディアをめぐる動き」「情報公開法」「出版情報」などの資料。

同じ研究所から発行された「続TBSビデオ問題を考える」は、一連のTBS問題の資料の4月以降の経緯を網羅してある。TBSの調査報告、調査報告発表後の各紙の社説、TBSに対する郵政相の厳重注意、民放連の対応、国会審議から、など丹念に集めてある。(T)

●“視聴者懇”ってナンダ!？、「放送批評」No326、1996年9月号。

昨年9月に発足した郵政省「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」(「視聴者懇」)が、この5月23日に中間報告(「中間とりまとめ—論点の整理—」)を発表した。その内容に関する問題点と懇談会そのものの意義についての特集。

①「郵政省の危険な企み」(坂本衛)では懇談会設置の経緯と「多チャンネル懇」という正式略称の矛盾点、中間報告の内容について、詳しく検討している。筆者は「この報告は規制強化の色合いが強い」として郵政省の本当のねらいは放送法改正にあるのではないかと警告している。

②「テレビ番組に規制は必要か—委員18人に聞く」では、編集部が「視聴者懇談会」の委員18人を対象に行なったアンケート(回答8人)の結果をまとめている。懇談会での抱負や、中間報告、規制についてなど4つの質問に対する各委員の回答が実名で紹介されている。資料として委員会の名簿も掲載されている。

③「番組編集責任の国際比較」(石川明)では、今回の中間報告の特徴でもある「主要国(英・米・仏・独)との国際比較」という手法の問題点、また、検討課題のひとつとしてとりあげられた「番組編集責任者制度」の問題点を、海外の事例を用いて比較・分析している。(F)

●Vチップがやって来る、編集部取

材班、「放送文化」1996年8月号、日本放送協会。

アメリカやカナダで実施されようとしているVチップと呼ばれる装置についての詳しい状況のレポート。

カナダの実験放送では放送事業者がスポーツとニュース・ドキュメンタリーを除くすべての番組をランクづけして、子どもに悪影響を及ぼす恐れのある暴力的なシーンを、家庭で親が自動的にテレビ画面から消してしまふ、というもの。様々な課題と危険を伴うとされているVチップについてアメリカ在住のジャーナリストの取材によれば、番組評価について基準をどうするか、暴力、セックス描写、ことば遣いなどを客観的に判定することの問題をあげてテレビ制作者の表現の自由の問題に触れ、番組の保守化とそれに伴う視聴率の低下を心配している。レポートを受けて、「Vチップと放送の自由」として服部孝章氏は放送事業者と親の双方の責任回避の結果を社会に与えることにもなりかねないVチップの導入には広く論議をおこす必要があると述べている。「Vチップ導入で日本のテレビはよくなるか」として2002年にVチップ日本版スタート、のシュミレーションも試み悲観的な展望に終わっている。(T)

●**視聴率競争**—その表と裏、岩波ブックレット、No.407、1996年7月、岩波書店。

TBSオウム報道事件の根本原因は視聴率競争にあると指摘。視聴率上主義に陥ったテレビ局の状況をその内側から説明し、特にこの10年は、視聴率を上げる事だけがテレビ制作やテレビ放送の価値基準になってし

まい、それ以外の価値観が喪失してしまつたと断言する。

視聴率調査の実態についてはビデオリサーチ社を例にとり、関東地区でわずか300サンプルで判断される弊害を指摘。個人視聴率への移行については賛成で、理由は企画変更の対象となるような番組でも、特定の視聴者に向けての番組を提供する広告主が登場する可能性があると考ええる。更にGRP(延べ視聴率)によりテレビ局は格付けされ、経済最優先の安易な番組作りが増えたと嘆く。

今後は多チャンネル、インターネットなどメディア環境の変化により、テレビの視聴率最優先の状況も変わらざるを得ないだろうと言う。最後に良識ある広告主が優秀な制作者と組んで、質の高い番組企画を実現する事と、テレビの出演者自身が番組制作の問題提起をする事を希望すると言う。(S)

●**河野義行さんが問うたもの**—「変わった人」が「変わった国か」、小林道雄、「世界」1996年9月号、岩波書店。

「初めの頃は自分が言ってもないことがなぜ記事になるのかわからなかった、新聞が勝手に書いています。警察が私をゆさぶるために意図的にリークして書かせたもので、メディアはその卑劣な手に踊らされていたのです」松本サリン事件で容疑者にされた河野さんはマスコミに「変わった人」のように書かれ続けた。自分の個性を曲げることなく生きる人を変人にする、横並び人間がはびこる「変わった国」のマスコミの絶望的状况を河野さんは冷静に著者に語っている。(T)

●**超「広告語」勉強法(基礎編)**、イアン・アーシー、「中央公論」1996年10月号、中央公論社。

著者はカナダ国籍、日本在住のフリー翻訳家。永田町の政治家の話術を分析して評価を得た、同じ手法で日本社会に絶大な影響力をもつ「広告ことば」を分析したもの。消費財が欲しくなるよう消費者マインドを誘導するのが広告産業の本音で「情報提供」ではなく「情報操作」が専門なのである。

そしてそこには広告ニーズに応えて日本語を創造、つまりマーケティング用語、内容よりイメージが先行する日本語が従来の日本語を崩壊させているのが現状なのである、としてその戦略にはとにかくカタカナの連用がある、と分析している。生活はライフ、独創的はオリジナルなどは日常的にコピーとして使われているが、何やらわからなくてもビビッド、プレステージ、エポックメイキング、ハピネスといった言葉が付加価値になって買わされてしまふ、という一面もある。

日本語系の提案、応援、演出、夢、価値、彩るといった言葉はグレードをあげる時におおげさに使われる。

また擬人法として「手にやさしい」「自然にやさしい」などコピーライターはやさしい、という言葉が大好きで、うれしい、やさしい、すてきの連発。漢字を作り替える、「仲のEむつまG夫婦」といった形容詞表記法、にいたるまで風変わりな新語を作り出しては消費者をまどわしている、と言葉にこだわって日本の広告業界を分析している。(T)

FCT市民のテレビの会はテレビの作り手、視聴者、研究者が立場を超えて集い、より良いテレビの実現をめざして実証的研究と実践活動を積み重ねていくためのひろば=フォーラムとして1977年10月に創設されました。その運営は創設以来、事務局スタッフ及び会員のボランティア、全国の会員からの会費とカンパ、定例のFCTフォーラム(公開の研究会)参加費、および調査研究報告書や季刊情報誌 fct GAZETTE(ガゼット)等のオリジナル出版物販布からの収入によって行われています。

「ガゼット」の年間購読のお申し込み、バックナンバーのお問い合わせ、FCT出版物や入会などについてのお問い合わせは事務局へハガキまたは電話(03・3721・8694)でどうぞ。